

統合新校推進協議会について

1 統合新校推進協議会について

(1) 協議会の設置目的及び協議事項

地域の方々や保護者等のご理解とご協力のもと、統合による新設中学校の学校づくりを進めるため、新設中学校の基本的事項（学校の位置、通学区域、目指す学校像、統合するまでの交流事業等、校名の選定方法等）について協議する場として設置するものです。

協議事項のうち新設中学校の位置、通学区域、目指す学校像は、区立中学校の学校選択の時期を考慮し、他の項目に先立って協議します（令和4年8月頃まで）。以降、校名の選定方法等について順次協議をしていきます。併せて、校章・校旗、校歌、標準服の検討に向けた課題整理や取組体制等の協議を行っていきます。

教育委員会は、協議会による協議結果を踏まえ、新設中学校の基本的事項を示した方針（統合新校整備方針）をとりまとめ、新設中学校の整備を行っていきます。

(2) 協議会の構成等

ア. 構成員（委員）

- ・該当中学校の学区域内の住区住民会議の会長又は会長が推薦する方（当該の住区住民会議の構成員に限る）
- ・該当中学校の学区域内の町会・自治会の会長又は会長が推薦する方（当該の町会・自治会の構成員に限る）
- ・該当中学校及び学区域内の小学校のPTAの会長及び会員
- ・該当中学校長及び学区域内の小學校長
- ・教育委員会事務局職員

※ 協議会委員名簿は、資料2参照

※ 事務局は、教育委員会事務局学校統合推進課

イ. 任期

教育長が委嘱した日（第1回目の会議開催日）から統合新校設置までの間

ウ. 役員等

会長1人、副会長3人を委員のうちから互選により決めます。

また、協議の効率的な運営を図るため、幹事で構成する幹事会を置くことができる。

2 協議の進め方（概ねの進め方）

会議は、会長を中心に運営していきます。各回の協議事項について、事務局（教育委員会）が考え方を資料にまとめ、お示しいたしますので、会長の進行のもと課題の確認、意見交換を行います。また、協議結果については、最終的にとりまとめ、教育長に報告します。

3 会議の開催

開催頻度：月 1 回程度、平日の午後 7 時から 2 時間程度（会議は 1 時間 3 0 分程度）

開催場所：該当中学校の体育館を交互に会場として開催

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によりオンライン開催とする場合があります。

以 上

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第七中学校及び第九中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合新校の位置
- (2) 統合新校の通学区域
- (3) 統合新校の目指す学校像
- (4) 移行期間中の該当校に関する基本的対応策
- (5) 統合新校の校名の選定に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する町会・自治会の構成員に限る。) 15人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校のPTAの会員 8人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校の学校長 4人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。